

総社市公民館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第7号

総社市公民館条例の一部を改正する条例

総社市公民館条例（平成17年総社市条例第109号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
(名称, 位置及び区域) 第2条 本市に設置する公民館の名称, 位置及びその区域は, 次のとおりとする。			(名称, 位置及び区域) 第2条 本市に設置する公民館の名称, 位置及びその区域は, 次のとおりとする。		
名称	位置	区域	名称	位置	区域
略			略		
総社市西公民館 久代分館	総社市久代 <u>4482番地1</u>	総社西小学区のうち 久代	総社市西公民館 久代分館	総社市久代 <u>4416番地</u>	総社西小学区のうち 久代
略			略		

附 則

この条例は, 平成27年4月1日から施行する。